

I. 令和6年度 事業計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

■基本方針

当協会は定款に掲げられている目的に従い、事業を実施します。

《設立の目的》(定款第3条)

協会は、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを使命とし、不動産鑑定士等の品位の保持及び資質の向上ならびに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図ることにより、不動産鑑定評価制度の発展と土地基本法の理念に則った公的土地評価を初めとする土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

■公益目的事業

1. 一般県民に対する公開講座や相談会の開催等

(1) 公開講座の開催

不動産に関し一般県民の生活にかかわるテーマを取り上げ、会員自ら若しくは学識経験者や実務家による講演会やパネルディスカッションを、広く一般県民を対象に年1回開催する。

(2) 各種研修会等への講師の派遣

不動産に関する専門的知識の普及、啓発による県民生活の向上のため、依頼に応じて、他団体が主催する講演会等に当協会会員を講師として派遣する。

- ア. 派遣先 要請に応じ、福井県内の各種団体、会合等
- イ. 内容 不動産の鑑定評価に関する理論、実証的研究等
- ウ. 派遣員 会員の中より適任者を選出(派遣要領に基づく)

(3) 相談会の開催

①地価公示 春の無料相談会の開催

国土交通省の地価公示価格の発表に併せて、国土交通省、地方公共団体、関係団体等の協力を得て全国的に4月1日の「不動産鑑定評価の日」に開催されるもので、これを機会に地域社会に対し、土地についての基本理念の普及啓蒙を図るとともに、地価公示制度の理解を深め、土地政策のより実効ある推進に資することを趣旨として無料相談会を開催する。

- ア. 開催時期 令和6年4月3日(水)
- イ. 相談員 16名
- ウ. 会場 福井市役所

②地価調査 秋の無料相談会の開催

県地価調査価格の発表時期および国土交通省の「土地月間」に併せて、国土交通省、地方公共団体、関係団体等の協力を得て全国的に開催されるものであり、この機会に地域社会に対し、地価公示制度および国土利用計画法に基づく地価調査制度の普及啓発と制度の理解を深め、土地対策の実効ある推進に資することを趣旨として、無料相談会を開催する。なお、福井県土業等団体友好協議会主催合同無料相談会が開催される場合には、当該相談会への参加をもってこれに充てるものとする。

ア.開催時期 令和6年9月～11月

イ.相談員 2名

ウ.会場 福井市内（詳細は未定）

③不動産鑑定相談所の運営

不動産鑑定評価制度に関する社会一般の理解と信頼性のより一層の向上を図るため、依頼者等からの相談に適切に対処できる相談所を運営する（4月を除く偶数月に完全予約制により行う）。

(4) その他

①不動産鑑定評価制度の普及啓発のための広告等

ア.掲載方法 福井新聞、日刊県民福井 ほか

イ.掲載回数 年1～2回

②ホームページの運営・管理

協会のディスクロージャー並びに協会の広報活動推進の一端として適時更新し、充実したサイト作りを目指す。

2. 不動産市場に関する調査分析・研究・資料収集・情報発信等

(1) 県・市町等の委託による地価の調査等

①福井県地価調査

ア.内容 福井県内市町の基準地の標準価格の調査に関する事務

イ.対象 214地点

ウ.時期 令和6年7月1日

エ.提出先 福井県土木管理課

②固定資産評価関連業務

ア.内容 令和6年度固定資産評価関連業務に関する調査・事務

イ.対象 越前市

ウ.提出先 越前市税務課

③令和7年度地価下落時点修正に関する調査

ア.内容 令和7年度地価下落時点修正に関する調査・事務

イ.対象 県内市町

ウ.時期 令和6年7月1日

エ.提出先 県内市町担当課

④国が実施し、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が受託する地価公示、土地評価基準作成における国税標準地の鑑定評価並びに国税精通者意見価格へ協力する。

(2) 不動産鑑定評価に関する資料の収集および管理

①鑑定評価に関する資料等を収集整理

個人情報保護法を順守し適切に対処する。

②不動産取引価格情報提供制度への対応

取引事例作成システムの運営・管理支援

③アンケート発送による取引事例の収集・管理

④閲覧システムへの対応

(3) 不動産の価格、賃料等に関する資料の収集、分析及び情報発信

①調査研究論文等の発表

不動産に関する諸問題について学術的、実証的調査研究を行うものとし、地価公示・地価調査の価格の推移・動向を分析した成果を協会のホームページ上で公表する。

■その他事業

(1) 会員研修会等

不動産の鑑定評価等に関する会員向け研修会等の開催並びに北陸不動産鑑定士協会連合会主催研修会への協力。

(2) 他団体との交流

会員の資質向上のため、他の専門職業家団体および他県の同業者団体との交流を行う。

(司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・税理士会・社会保険労務士会・宅地建物取引業協会・弁護士会・公認会計士協会・弁理士会)

(3) 会員相互が行う親睦会等に補助をする。

懇親会等、その他の事業に随時補助を行う。

(4) 地方公共団体等への公職の推薦